

町有物品売却（期間入札）の手引き

この度、南種子町で所有する物品の一部を、次の条件で売却することといたしましたので、購入希望の方は以下を熟読の上、入札してください。

1 入札に付する物件

物件 番号	品 名	型式等	数量	備 考
1	油圧ショベル	UH07-5	1 台	一式で売却
	フォークリフト	KOMATSU FG150-16	1 台	

本件は、南種子町清掃センターで使用していたものですが、長期間使用しておらず、正常に作動しません。物品の状態は下見での確認のみとなります。また、物件の引渡しは現状渡しとなりますので、下見による確認をせずに入札に参加される場合も、物件に関するすべての事項を了承したものとみなします。

2 入札に参加する者に必要な資格

原則としてどなたでも参加できますが、以下のいずれかに該当する場合は入札に参加できません。

○南種子町に債務がある者

○地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

3 入札の方法等

(1) 入札の期間 平成31年1月10日（木）午前9時から

平成31年1月11日（金）午後4時まで

入札書類は事前に保健福祉課で直接お受け取りになるか、南種子町ホームページよりダウンロードしてください。

(2) 物件の下見 平成31年1月8日（火）午前10時から午後3時まで

場所：南種子町清掃センター

(3) 入札書の提出

○入札書及び所定の書類を保健福祉課窓口へご持参ください。

○入札書は、町指定のものを使用し、必要事項を記入・押印の上入札用封筒に

入札書のみを入れて提出してください。また、記入にあたっては必ず黒のボールペンまたはインクを使用してください。金額の訂正は出来ませんので、書き損じた場合は、新たに書き直してください。

○入札書に記載する金額は算用数字を用い、消費税及び地方消費税抜きで記載してください。

※契約金額は消費税及び地方消費税を加えた金額となります。

○封筒の表には「入札書」と記入し、物件番号及び入札者の記名をお願いします。

(4) 入札保証金の納付

入札書を提出する際は、見積もった契約額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納入していただきます。落札者が納付したものについては契約締結後に、落札者以外の方が納付されたものについては、入札終了後還付いたします。落札者が契約を締結しないときは、町に帰属します。

(5) 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とします。

○入札に参加する資格のない者のした入札

○1 物件に 2 通以上の入札をしたもの

○入札金額が加除修正されている入札書による入札

○入札金額以外の記載事項を訂正し、訂正印のない入札書による入札

○容易に文字を消せる筆記用具を使用した入札書による入札

○所定の入札書以外の用紙を使用した入札

○町の予定価格を下回る金額での入札

(6) 開札日時 平成 31 年 1 月 15 日（火）午前 9 時

開札期日に入札者もしくは入札に直接関係のない職員の立会いのもと開札し、町の予定価格以上で最も高い価格の方を落札者とします。同額入札者がいた場合は、くじにより落札者を決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

落札者には、売却決定通知書を送付します。落札者が売却決定時に居合わせない場合は、電話で連絡し契約等の説明をします。

4 契約の締結等

落札者は、落札決定後 5 日以内に契約を締結していただきます。

また、契約締結時に契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を納入していただきます。ただし、買受代金を即納する場合は免除します。

売買契約書（案）を ページに記載していますのでご確認ください。

5 買受代金の納付

落札者は、次のいずれかの方法により売買代金をお支払いください。

○売買契約締結と同時に一括納付

※この場合、契約保証金は不要です。

○売買契約締結と同時に契約保証金を納付し、残金を指定期日までに町が発行する納入通知書により納付

※売買代金を町が指定する期日までに支払わなかった場合は、契約は解除となり、契約保証金は町に帰属することとなりますのでご注意ください。

なお、売買代金の分割納入はできません。

6 お問合せ先

南種子町役場保健福祉課環境衛生係（電話 0997-26-1111 内線 136・137）

【参考】

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。